

# 地域包括支援センターの業務



長寿安心課 介護事業担当

# 地域包括支援センターの目的

(地域包括支援センター)

第115条の46 地域包括支援センターは、第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)及び第115条の45第2各号に掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

(介護保険法より)







# 地域包括支援センターの事業

- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護予防ケアマネジメント
- 指定介護予防支援
- その他の事業(介護家族支援·介護予防 普及啓発事業ほか)

- 地域ケア会議推進事業
- 在宅医療·介護連携推進事業
- 認知症総合支援事業
- 生活支援体制整備事業





## 地域包括支援センターの事業(業務)

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことによりその保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。(介護保険法第115条の46第1項)主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業(①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

### 権利擁護業務

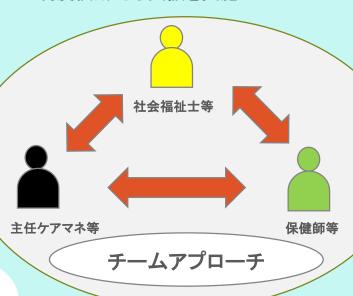
成年後見制度の活用促進、高齢者 虐待への対応など

# 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- •「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメント
- ・ケアマネへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言

### 総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受付けて、 制度横断的な支援を実施



### 介護予防支援

要支援者に対するケアプラン作成 ※ケアマネ事業所への委託が可能

### 多目的支援の展開

「行政、保健所、医療機関、児童相談 所など必要なサービスにつなぐ

介護サービス

ボランティア

地域権利擁護

ヘルスサービス

成年後見制度

医療サービス

民生委員

虐待防止

### 介護予防ケアマネジメント業務

主に総合事業に係る介護予防ケアマネジメントなど



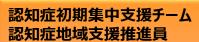
### 包括的支援事業【地域包括支援センターの機能強化】

- ○高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- ○市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- ○直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を 強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- ○地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- ○地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。

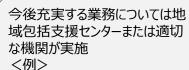


#### 在宅医療·介護連携

地域医師会等との連携により、在 宅医療・介護の一体的な提供体 制を構築



早期診断・早期対応等により、認知 症になっても住み慣れた地域で暮ら し続けられる支援体制づくりなど、認 知症施策を推進



- ・基幹的な役割のセンターに 位置づける方法
- ・他の適切な機関に委託して 連携する方法
- ・基幹的な役割のセンターと 機能強化型のセンターで分 担する方法 等



#### 地域包括支援センター

※ 地域の実情を踏まえ、基幹的な役割のセンター (※1) や機能強化型のセンター(※2)を位置づけるなど センター間の役割分担・連携を強化

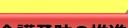
#### 包括的支援業務 介護予防ケアマネジメント

従来の業務を評価・改善す ることにより、地域包括ケアの 取組を充実

#### 介護予防の推進

#### ※2 機能強化型のセンター

過去の実績や得意分野を踏 まえて機能を強化し、他の センターの後方支援も担う



多様な参加の場づくりと リハビリ専門職の適切な関与 により、高齢者が生きがいを もって生活できるよう支援

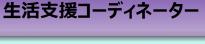


#### 市町村

運営方針の策定・新総合事業の実施・地域ケア会議の実施等

#### 都道府県

市町村に対する情報提供、助言、支援、バックアップ等



高齢者のニーズとボランティア等の 地域資源とのマッチングにより、多様な主体に よる生活支援を充実

#### 地域ケア会議

多職種協働による個別事例の ケアマネジメントの充実と地域課 題の解決による地域包括ケアシ ステムの構築

#### ※1 基幹的な役割の センター

(直営センターで実施も可) たとえば、センター間の 総合調整、他センターの 後方支援、地域ケア推進 会議の開催などを担う



# 総合相談事業

## 相談実績(平成29年度~令和2年度)

年度	相談	相談内訳			
		電話	来所	訪問	文書
平成29年度	23,792	12,233	3,000	8,476	83
平成30年度	21,858	11,348	2,973	7,451	86
令和元年度	23,912	12,876	2,578	8,312	146
令和2年度	32,793	20,832	2,525	9,123	313

- 実態把握
  - ①民生委員による「ひとり暮らし等高齢者調査」の結果から
  - ②地域へ出向く講座などから
  - ③自治会集会、サロンなどの集会への参加から など
  - ④日常生活圏域会議 把握した情報をもとに戸別訪問→支援の有無→支援



# 権利擁護事業

①高齢者虐待

年度	虐待相談	虐待訪問	
平成29年度	184	15	
平成30年度	221	31	
令和元年度	208	37	
令和2年度	112	24	

「虐待かも?」と思ったら相談してください

②消費者被害の防止

啓発と予防

ミニ講座やパネル展示を行い通報、相談を啓発

③成年後見



年度	成年後見相談	
平成29年度	307	
平成30年度	172	
令和元年度	165	
令和2年度	156	



# 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

- 日常生活圏域会議「事例検討会」
- 個々の介護支援専門員(ケアマネ)へのサポート





## ケアマネへのサポート体制について掘り下げてみましょう。

## どんな時に相談したらよいのでしょう。

例えば… 専門外の医療情報、医師へのコンタクトの取り方、 問題ケース(家族間トラブルなど)の支援方法 等

基本的には、困ったときですが・・・

ただし、報告だけでなく、相談する側の 見解は必要です。報告だけでは、包括 も困ってしまいます。

- 「困った気持ち」があればそれだけでOKです。
- →相談する前に「困っている内容」について整理をしておく必要があります。
- ・困っているけど、「困っている内容について整理がつけられない」ようなケースについても、地域包括支援センターは一緒に考えてくれます。



※特に権利擁護(後見人)に係る相談は包括の支援が重要になります。



# 介護予防マネジメント業務

- 指定介護予防支援事業所として
- ①要支援者(介護予防給付)のマネジメント
- ②要支援者(総合事業)のマネジメント
- ③事業対象者(総合事業)のマネジメント
  - ケアプランの作成





# 認知症予防、啓発

## (脳力アップ教室)

### パソコン編



### ウォーキング編



### 料理編





# 認知症予防、啓発

## (認知症サポーター養成講座)







# 一般介護予防事業(一般高齢者への予防、啓発事業)





